

重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

市立大洲病院訪問看護ステーション
〒795-8501
大洲市西大洲字ヤスバ甲 570 番地
TEL 0893 - 24 - 0030

重要事項説明

(介護保険・医療保険)

事業の目的

要介護状態にあり、かかりつけの医師が必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護（以下、「訪問看護」といいます。）を提供することを目的とします。

運営の方針

看護師等は、要介護者の心身の特性をふまえて日常生活動作の維持、回復を図り、在宅療養が継続できるように支援します。事業の実施に当たっては、市町、包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉機関と連携を図り、サービスの提供に努めます。

事業の内容

1 事業所概要

名 称	市立大洲病院訪問看護ステーション
住 所	大洲市西大洲字ヤスバ甲 570 番地
電 話	0893-24-0030
営業日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分 *緊急時は24時間電話可、必要に応じて訪問
事業地域	大洲市・内子町

2 職員体制

管理者 (看護師)	1名	職員の教育・指導等の管理、利用者の申し込みに係る調整・業務の実施状況把握等の管理を行います。訪問看護の提供を行います。
看護師	2名	訪問看護計画書、訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供を行います。
理学療法士等	1名	訪問看護計画書、訪問看護報告書を作成し、リハビリテーションを行います。

職員は訪問時に身分証を提示します。

3 訪問看護の内容

1 病状・障害の観察	2 終末期のケア
------------	----------

3 体、手足、髪など清潔保持	4 認知症患者の看護
5 食事や排泄など日常生活の世話	6 療養生活や介護方法の指導
7 床ずれの予防・処置	8 医療用の管などの管理
9 リハビリ	10 医師の指示による医療処置

4 利用料およびその他の費用

(介護保険の場合)

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に位置づけられた計画時間数によるものです。

制度や報酬改定により変更することがあります。

○看護師による訪問の利用料

1回あたりの時間	利用料	1割	2割	3割
20分未満	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上～60分未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
60分以上～90分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
早朝・夜間加算：早朝6時～8時、夜間18時～22時は利用料の25%増				
深夜加算：深夜22時～早朝6時は利用料の50%増				

*20分未満は、24時間体制、週1回20分以上の定期訪問がある場合のみに利用できます。

○理学療法士等による訪問の利用料

1回あたりの利用料	1割	2割	3割
1日2回まで	294円	588円	882円
1日3回以上(週6回まで)	265円	530円	795円

*1回あたりの時間は20分となっています。

○介護保険の場合による加算料金

加算名	内容			
	利用料	1割	2割	3割
初回加算(Ⅰ) (月1回)	病院等からの退院日に初回の訪問看護を行った場合に算定			
	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ) (月1回)	病院等からの退院日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定			
	3,000円	300円	600円	900円

退院時共同指導 加算	病院、介護老人保健施設等からの退院、退所にあたり、病院、施設へ出向き共同指導を行った場合に算定				
	6,000 円/回	600 円/回	1,200 円/回	1,800 円/回	
緊急時訪問看護 加算 (Ⅱ) (月 1 回)	利用者または家族からの電話等に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行える体制にある場合に算定				
	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円	
特別管理加算 I (月 1 回)	在宅悪性腫瘍等患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある場合に算定				
	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
特別管理加算 II (月 1 回)	特別管理加算 I 以外の「厚生労働大臣が定める状態等」にある場合に算定				
	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
長時間訪問看護 加算	特別管理加算の対象者に 1 回の訪問が 90 分を超えた場合、基本料金 (60 分以上 90 分未満) に上乗せ				
	3,000 円/回	300 円/回	600 円/回	900 円/回	
複数名訪問加算 I	複数名で訪問看護を行った場合に算定				
	30 未満	2,540 円/回	254 円/回	508 円/回	762 円/回
	30 分以上	4,020 円/回	402 円/回	804 円/回	1,206 円/回
ターミナルケア 加算	死亡日を含む 14 日以内に 2 日以上の終末期ケアを行った場合に算定				
	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	

* 初回加算・退院時共同指導加算は、どちらかを算定します。

* 緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)、特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外です。

* 計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の見直しを行います。

(医療保険の場合)

訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費を合わせたものが基本料金です。

利用料は医療保険の負担割合分になります。

制度や報酬改定により変更することがあります。

○訪問看護基本療養費

項目	内容	基本料金
訪問看護基本療養費 I	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日目以降	6,550 円

訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で 同一日3人以上の訪問)	週3日まで	2,780円
	週4日目以降	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	厚生労働大臣が定める者等 (訪問看護管理療養費はなし)	8,500円
訪問看護管理療養費	月の1日目	7,670円
	月の2日目以降 (訪問看護管理療養費1)	3,000円

*難病の訪問看護は、回数制限がなく医療受給者証により自己負担がない場合があります。

○医療保険の場合による加算料金

加算名	内容		利用料
緊急訪問看護 加算	利用者の希望で診療所・在宅療養支援病院の指示により緊急訪問を行った場合に算定	月14日目まで	2,650円/回
		月15日目以降	2,000円/回
長時間訪問 看護加算	1回の訪問が90分を超えた場合に算定 ・特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書 交付期間は1回/週		5,200円/回
難病等複数回 訪問加算	「厚生労働大臣が定める疾病等」、「厚生労働大臣が定める状態等」、特別訪問看護指示書期間において算定可	1日2回	4,500円/日
		1日3回以上	8,000円/日
複数名訪問 看護加算	看護師と看護師または理学療法士等の2名で週1回訪問看護を行った場合に算定		4,500円/週
	看護師とその他の職員で訪問看護を行った場合に算定		3,000円/回
	看護師とその他の職員で1日複数回訪問看護を行った場合に算定	1日1回	3,000円/回
		1日2回	6,000円/回
1日3回以上		10,000円/回	
夜間・早朝 訪問看護加算	夜間：18時～22時 早朝：6時～8時		2,100円/日

深夜 訪問看護加算	深夜：22時～6時	4,200円/日
24時間対応 体制加算	利用者または家族からの電話等に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行える体制にある場合に算定	6,520円/月
特別管理加算 Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理にある場合、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定	5,000円/月
特別管理加算 Ⅱ	上記以外の特別な管理を要する場合に算定	2,500円/月
退院時共同 指導加算	病院、介護老人保健施設等からの退院、退所にあたり、病院、施設へ出向き共同指導を行った場合に算定	8,000円/回
特別管理指導 加算	特別管理加算対象者の退院時共同指導加算に上乗せ	2,000円/回
退院支援指導 加算	「厚生労働大臣が定める疾病等」、「厚生労働大臣が定める状態等」の状態、退院日に療養上の指導を行った場合に算定	6,000円/回
	90分を超える療養上必要な指導を行った場合に算定	8,400円/回
訪問看護情報 提供療養費 1	「厚生労働大臣が定める疾病等」の状態、保健福祉サービスに必要な情報提供を行った場合に算定	1,500円/月
訪問看護情報 提供療養費 3	保険医療機関に入院、入所するときに情報提供を行った場合に算定	1,500円/月
訪問看護ター ミナルケア 療養費 1	死亡日を含む14日以内に2日以上の終末期のケアを行った場合に算定	25,000円
訪問看護ター ミナルケア 療養費 2	介護老人福祉施設等で看取り介護加算等を算定しており、終末期ケアを行った場合に算定	10,000円

* 「厚生労働大臣が定める疾病等」、「厚生労働大臣が定める状態等」は厚生労働省告示第63号「特掲診療科の施設基準等」に掲げられています。

○医療保険利用時に発生するその他の保険適応外の費用

超過時間加算料	営業時間内で 90 分を超える訪問看護を行った場合の費用 (長時間訪問看護加算の算定日は除く)	1,000 円/30 分
休日加算料	利用者、家族が希望し、営業日以外の訪問看護を行った場合の費用	1,500 円/日

○介護保険、医療保険利用時に発生するその他の保険適用外の費用

交通費	介護保険 通常の事業の実施地域は無料、それ以外は 1 回一律 500 円	
	医療保険 市立大洲病院を起点とし訪問先までの往復の距離に応じて実費 ～10Km 以下：100 円、～20Km 以下：200 円、～30Km 以下：300 円 ～40Km 以下：400 円、～50Km 以下：500 円 それを超える場合一律 600 円	
	訪問車以外の交通手段を利用した場合 *タクシー、船舶など	かかった金額
衛生材料・介護用品費		かかった金額
死後の処置料		10,000 円

*通常の事業の実施地域一大洲市、内子町

市立大洲病院にかかりつけで、八幡浜市、伊方町、西予市にお住まいの方は個別に検討させていただきます。

*訪問車ーステーションの車

○料金の支払い方法

請求方法	1. 利用料、利用者負担額およびその他の費用の額をサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求します。 2. 請求書は利用明細をそえて利用月の翌月 10 日前後に、訪問時に持参、または郵送します。
支払い方法	請求月の月末までに、市立大洲病院訪問看護ステーションで直接お支払いいただくか、金融機関の口座振込でお支払いください。口座振込手数料は利用者負担でお願いします。

*支払い方法について、上記対応が困難な場合は、個別に検討させていただきます。

*正当な理由なく、2 か月以上利用料金を滞納し、さらに支払いの督促から 1 か月以内に支払われないときは、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 緊急時等の対応

- (1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の急変、緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急手当を行い、速やかに主治医に連絡し、適切な対応を行います。
- (2) 看護師等は、応急手当をした場合は、速やかに主治医および管理者に報告します。

連絡先

家族	氏名 電話番号	続柄
主治医	医療機関名 電話番号	医師名
居宅支援事業所	電話番号	担当者

6 事故発生時の対応

- (1) 訪問中に、利用者に対し事故が発生したときは、家族、関係機関に連絡を行い、必要な措置を速やかに講じ、事故の状況、とった処置について記録をします。
- (2) 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

7 感染症発生時の対応

- (1) 利用者および職員の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意し、感染症発生時には迅速に必要な措置を講じます。
- (2) 感染症が蔓延した時は、状況により訪問看護を行えない可能性があります。
- (3) 感染症が蔓延した時は、状況を把握し、主治医や関係機関と連携し、感染対策を講じて必要な訪問看護を行います。

8 災害発生時の対応

- (1) 災害の規模や被害状況により訪問看護を行えない場合があります。
- (2) 訪問看護中に災害が発生した場合は、職員は自身の安全確保を行い、被害状況を把握し、利用者の安全確保を行いステーションへ帰所します。
- (3) 訪問看護を中断せざるをえない状況になった場合でも、主治医や関係機関と連携し、早期再開に向けて迅速に必要な措置を講じます。

9 個人情報の保護

- (1) ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報保護法」を遵守します。

- (2) ステーションが得た利用者の個人情報、訪問看護の提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の了解を得ます。
- (3) ステーションは、職員が業務中に知り得た利用者、家族の情報において守秘義務を厳守します。
- (4) ステーションは、職員が退職後も、業務中に知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することを義務とします。

10 苦情申し立ての制度

サービスの提供に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置しております。

市立大洲病院訪問看護ステーション	
管理者 井上晃子	
電話番号 0893-24-0030	受付時間 8時30分～17時15分
大洲市高齢福祉課	
電話番号 0893-24-1714	受付時間 8時30分～17時15分
内子町保健福祉課	
電話番号 0893-44-6154	受付時間 8時30分～17時15分
愛媛県国民健康保険団体連合会	
所在地 松山市高岡町 101 番地 1	
電話番号 089-968-8700	受付時間 8時30分～17時15分

11 虐待の防止

ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者： 井上晃子
-------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための研修会を開催し、職員に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針を整備しサービスに当たります。
- (5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町に通報します。

12 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の受け取り

- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の家での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束などの利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) 利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

13 サービス利用に際してのお願い

- (1) サービス利用に係る保険証等を確認させていただきます。
- (2) 訪問看護指示書、居宅サービス計画に基づき、利用者および家族の意向をふまえて訪問看護計画書を作成します。利用者等の心身の状況や意向の変化により、必要に応じて計画の変更を行います。
- (3) 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示などは、管理者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 訪問時は、ペットをケージに入れるなどの配慮をお願いします。
- (5) 都合によりサービスを利用できなくなった場合は、早めにステーションまでご連絡ください。
- (6) サービス利用中に職員の写真、動画を撮影、録音等および SNS への掲載は、職員の個人情報保護のためご遠慮ください。
- (7) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為が確認された場合は、契約を解約させていただく場合があります。
- (8) 訪問中の喫煙、飲酒はご遠慮ください。

14 研修生の同行

訪問に研修生が同行することがあります。その場合は、事前にご連絡いたします。

15 加算の同意

○介護保険の場合

同意日	加算名
月 日	初回加算（Ⅰ）
月 日	初回加算（Ⅱ）
月 日	退院時共同指導加算
月 日	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）
月 日	特別管理加算Ⅰ
月 日	特別管理加算Ⅱ
月 日	長時間訪問看護加算

月 日	複数名訪問加算Ⅰ
月 日	ターミナルケア加算

○医療保険の場合

同意日	加算名
月 日	緊急訪問看護加算
月 日	長時間訪問看護加算
月 日	難病等複数回訪問加算
月 日	複数名訪問看護加算
月 日	夜間・早朝訪問看護加算
月 日	深夜訪問看護加算
月 日	24時間対応体制加算
月 日	特別管理加算Ⅰ
月 日	特別管理加算Ⅱ
月 日	退院時共同指導加算
月 日	特別管理指導加算
月 日	退院支援指導加算
月 日	訪問看護情報提供療養費 1
月 日	訪問看護情報提供療養費 3
月 日	訪問看護ターミナルケア療養費 1
月 日	訪問看護ターミナルケア療養費 2

令和 年 月 日

ステーションは、利用者への訪問看護サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者 所在地 大洲市西大洲字ヤスバ甲 570 番地
 事業所名 市立大洲病院訪問看護ステーション
 管理者 印

私は、ステーションより上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所
 氏名 印

代理人 住所
 氏名
 利用者との続柄 印